

後発医薬品（ジェネリック医薬品） の使用促進について

当院では、厚生労働省の後発医薬品使用推進の方針に従い、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品の採用にあたっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給など、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。

後発医薬品の変更について、ご理解ご協力を願いいたします。

医薬品の供給が不安定な状況への 対応について

当院では、標記について以下の通り対応いたします。

- 医薬品の供給が不足した場合には、治療計画等の見直しを行う等、適切に対応いたします。
- 医薬品の供給状況により投与する薬剤が変更になる場合があります。変更する場合は患者さんにご説明いたします。
- 医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方（※）をおこなう場合は、その趣旨を患者さんにご説明いたします。

※一般名処方：後発医薬品のある医薬品について、商品名に代えて有効成分を処方箋に記載すること